



(森下議員)

「放課後等デイサービス事業所の経営改善及び発達障がい児の支援」について資料の提出をお願いしております。

資料について簡単に説明をお願いします。

【障がい福祉サービス指導室長】

放課後等デイサービス事業所につきましては、児童福祉法に基づき、県、政令市、中核市がそれぞれ指定を行っており、令和5年2月末現在、県全体で1,060事業所、うち、県所管は512事業所となっています。利用者数は、令和3年度末時点で13,384人でありました。いずれも、年々増加しております。



次に、県が所管する事業所の廃止の状況ですが、上段は、利用者の確保が困難、事業所のスタッフ不足といった経営不振を理由とした廃止であり、下段は、合同会社が株式会社へ経営形態を変更する場合などで、設置者が変わることによる手続上の廃止であり、事業所の運営が継続されているものでございます。経営不振を理由とした廃止は、事業所数の約1%の割合で推移しています。

(森下議員)

まず、事業所数の適正な管理について伺います。

現在、本県での放課後等デイサービス事業所の数は、説明があったとおり1,060事業所であり、事業所間の競争は、ある程度必要だと思いますけれども、利

用児の子どもの獲得、併せて基準職員の配置にも影響し、健全な運営をする為にも、また、市町村が利用者数の見込みを立てられない場合も想定して、県が各市町村のサービス必要量を超えないようチェックしていくべきだと思いますが、見解をお伺いします。

#### 【障がい福祉サービス指導室長】

放課後等デイサービスの新規事業所指定については、3年に1度策定し福岡県障がい児福祉計画に基づき、県内13圏域ごとのサービスの利用と供給の需給を考慮し、事業所の所在市町村の意見を踏まえ決定しております。

放課後等デイサービスの事業所の指定申請があった場合、事業所の開設予定地である地元市町村から、事業所の利用者数や直近の必要量など、需給見込みに関する記載のある意見書の提出を求めています。

これらをもとに、利用者の確保が見込まれると認められる場合に、事業所の指定を行っており、今後とも、必要なサービス量の把握と提供に努めてまいります。

#### （森下議員）

行政間の自己負担額の均一化について伺います。

現在、放課後等デイサービスについては、低所得者の自己負担額は0円、一般所得者の自己負担額は4,600円、高所得者の自己負担額は37,200円となっています。しかし、福岡市に関しては、現在、高所得者の自己負担額の半額は市が負担し、今後、一般所得及び高所得者の自己負担額が一律3,000円で可能かの検討を行っているとのこと伺っています。

福祉サービスの利用を県下どの地域も同じ費用で受けられると、対象者の家族がより安心できると思いますけれども、いかがでしょうか。他の市町村でも低額負担に向けての検討を行えないものか伺います。

#### 【障がい福祉課長】

放課後デイサービスをはじめ、障がい福祉サービスの制度は、その必要な経費の9割をまず公費で負担しており、残る1割についても、世帯所得に応じた負担軽減を十分に図りながら利用者に負担をお願いしています。

これを今後、どのように取り扱うのかは、障がい福祉サービスの制度設計の中で、本来、国が検討すべき問題であると考えています。

昨年度の県と市町村の放課後等デイサービスの給付費の負担額は、それぞれ約59億円、利用者の自己負担額は推計で9億7千万円となっております。

サービスを将来にわたって安定して運営するためには、財源の確保も重要な問題です。

こうしたことから、自己負担額の取り扱いは、慎重に検討しなければならないと考えております。

#### (森下議員)

次に、暴風とか災害時における事業所に対する経費の補助について伺いたいと思います。

保育所と違って、放課後等デイサービス事業所を含む通所系の福祉サービスは、利用者のサービスの利用ごとに利用料金が発生します。台風とか大雪、さらに学級閉鎖を伴う感染疾患の流行ごとに事業所を閉所しております。その損失は小規模ほど影響を受けます。安定した事業所経営を考慮して、対外的な影響による収入減については、県で何か対応できないのかお聞きします。

#### 【障がい福祉サービス指導室長】

放課後等デイサービスは、お一人お一人障がいや養育の状況によって月に利用できる日数がそれぞれ決められているため、報酬が日額で設定されており、10人定員の場合は、1日1人当たり6,040円の報酬額が算定されます。

利用を予定する就学児が、急病や災害等を理由に利用中止した場合、就学児や家族への電話やZOOMでの安否確認対応をすることで、1日1人940円の報酬が算定されます。対応時間や支援内容を勘案し、相応の報酬が支払われていると考えております。

#### (森下議員)

日額が940円ということではありますが、人件費等を考えると、これではまったく、処遇改善をしないと、事業が成り立たないということになると思います。このことはまた最後、部長には問うてみたいと思いますけれども、ぜひこのことは今後考えていただければと思います。

次に、福祉分野における賃上げアップに向けた対策について伺います。

物価高騰対策として、中小企業は今後、賃金アップを図るため国が対策を検討していますが、障がい福祉分野について、今後も国からの助成が検討されていない場合は、県で補助を考えなければいけないと思っております。県内の事業所のうち、現在4割が赤字運営と聞いておりますけれども、今回のこの物価高への対策の考えがあればお示しく下さい。

#### 【障がい福祉サービス指導室長】

福祉施設やサービス事業所の職員の賃上げについては、国において、令和4年2月から、給与を3%程度引き上げるための措置がなされております。

また、光熱費や食材費等の物価高騰対策についても、昨年9月の補正予算により、放課後等デイサービスを始めとした社会福祉施設やサービス事業所に対し、国の予算により補助を実施しております。

こうした物価高騰への対策や賃金改善については、今後も必要性に鑑み、国の補正予算において措置されるものと考えております。

県では、物価高騰の影響を報酬に反映させるとともに、常に物価の変動や社会情勢に応じて報酬体系を見直すよう国に要望しています。

#### （森下議員）

次に、子育て相談窓口の一本化について伺います。

放課後等デイサービス事業所に通っている保護者から、障がいの有無に関わらず、どこでどのように相談すればよいかわからないとの声を聞きました。行政の窓口で「子育て支援総合窓口」のような形で、子育て支援についての県下の市町村行政ごとに相談窓口を一本化してはいかがでしょうか。

お答えください。

#### 【障がい福祉サービス指導室長】

子育て支援の窓口の一本化につきましては、児童福祉法の改正により、今後、市町村は、こども・家庭支援の総合的・一体的拠点として「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、今後、一人一人のこども支援のサポートプランの決定にあたり、学校現場との連携なども重要になってまいります。

県としましては、センターが全ての市町村に設置され、障がい児支援も含め、こども・家庭の包括的な相談支援ができるよう体制整備を支援してまいります。

(森下議員)

教育現場と障がい福祉の連携について、ここで伺いたいと思います。

放課後等デイサービス事業所が学校と連携を図る場合、学校や教員によって対応がまちまちで、どう関わっていけばよいのか等、原則的な対応の仕方を明確にしてあげないと、関わり方の根拠がないままに障がい児に対応することが困難になっているのが現状ではあります。

平成 27 年度には厚生労働省が「放課後等デイサービスガイドライン」を、また、令和 3 年度には文部科学省が「障害のある子供の教育支援の手引」を作成し、それぞれ県内の各教育委員会に配布していると聞いていますけれども、このガイドライン等がほとんど活用されていません。教育現場に積極的に障がい福祉課から働きかけをしてはどうでしょうか。お答えください。

【障がい福祉サービス指導室長】

厚生労働省のガイドラインは、「子どもに必要な支援を行う上で学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図ること」、「下校時刻の確認・引継ぎ項目等、学校との間で情報を共有しておく必要があること」などの記載がありますが、文部科学省の手引では、放課後等デイサービス事業所との連携は、現場の任意となり、御指摘については、そのあたりに要因があるのではと考えております。学校生活から事業所への引継ぎは、子どもの安全確保に関わる問題でありますので、今後、下校時における引継ぎに関して、教育委員会と協議を行ってまいります。

(森下議員)

放課後等デイサービス事業所の事故防止対策について伺います。

放課後等デイサービス事業所で、子どもの死亡や負傷などの事故報告が、2012 年度の制度開始以降、全国で少なくとも約 4,100 件に上っているとの報道がありました。しかし、国への事故報告の義務はありませんので、事例を共有し、検証する仕組みが必要だとの指摘がなされています。

そこで伺います。本県においても、県内の事件・事故事例を集約して、発生原因に応じた再発防止策の紹介など、県が率先して取り組んではいかがでしょうか。

うか。お聞きします。

#### 【障がい福祉サービス指導室長】

県所管の放課後等デイサービス事業所から、県が報告を受けるけがなどの事故の件数は、年間40から50数件となっています。

事業所で事故が起こった場合、県に事故報告書を提出するとともに、同様の事が再び起こらないよう、事故等が発生した要因分析、再発防止のための改善策を検討し実践するよう、事業所に対し個別の指導を行っております。

事故が発生した原因を分析し、具体的な対策を紹介することは、事業所における事故の再発防止策に有効であると考えます。

今後、県で事例を集約し、事業所の管理者を対象とした集団指導の場や市町村担当課長会議において活用してまいります。

#### (森下議員)

本県全体として、「教育のための社会」を実現できるよう、本県と、福岡市、北九州市など3行政が連携して、より円滑な障がい児の福祉サービスを運用すれば、安心・安定した子ども未来につながっていくと思っています。

もう1点は、放課後等デイサービス事業所が、需要があるけれども、なぜか、最初の資料の中でありますように、令和5年の2月でも18件が廃業に追いやられております。残念ではありますけれども、ここが、やっぱり弱者を守る大事なデイの事業所でもありますので、この対策も併せて、部長の見解と決意を伺いたいと思います。

#### 【福祉労働部長】

委員ご指摘の、障がい児福祉サービスの両政令市、あるいは久留米市との連携についてですが、毎年度、連絡協議会を開催し、障がい福祉サービスに関する制度の運用の在り方や、事業所への指導方法等について、情報共有や意見交換を行っております。従来より、障がい児福祉サービスは、市町村の域を跨いで、利用者が利用をされておりますので、市町村間の跨ぎのことを考えますと、こうした北九州市・福岡市・久留米市と福岡県の連携は大変重要です。

今後とも、その連携を密にしまして、的確な指導・助言につなげてまいります。

放課後等デイサービスにつきましては、子どもの健全な育成を図るものでし

て、学校生活と引き続いて支援を行っているということで、引き続き子どもの安全確保に関しましては、教育委員会等とも協議してまいりたいと思っておりますが、ご指摘のありましたデイサービスの事業所の廃止等につきましても、若干出ております。

ご承知のように、今、放課後等デイサービス急増期にございまして、入れ替わりも激しく、スタッフですとか、あるいは、子どもの利用につきましても、事業所間の移転などがかなり頻繁に起こっておりまして、まだ黎明期を脱していない状況にはあります。

一方、コロナがこの間流行いたしましたので、今後利用者がどうなっていくのか、あるいは、放課後等デイサービスの事業所の運営がどうなっていくのかというのは、引き続き私共も注視をしなければならないと考えておりまして、今後、事業廃止等の動きにつきましても、なぜこの廃止に至っているのか、少し密に分析をいたしまして、子どもたちの支援に差し障りがないように努めてまいりたいというふうに考えております。

#### (森下議員)

18 事業所がなくなったというその先には、弱者である障がい児が路頭に迷っているということなんですよね。1 事業所でだいたい 10 人ぐらい、これがいろんなところに移転してしまうとなると、人間関係とか環境がまた変わると、この人たちの居場所がなくなるわけですよ。認可は県がするのであれば、認可をすると同時に、最後までしっかり面倒を見るというのが県の行政サービスではないかと僕は思っております。

どうか、1 件たりとも、弱者を守る意味でも、ぜひ、この廃業がなされないように、しっかり守ってあげるということも肝に銘じて、今後は仕事をしていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。